資 料 編

】 村上市の概況

本市は、新潟県の北端に位置し、北から東にかけては山形県に接しています。南は関川村及び胎内市と接し、70km 圏内には新発田市、新潟市及び山形県鶴岡市があります。

面積は約1,174.17 kmで、新潟県の総面積のおよそ9.3%を占めており、海岸線は、約50kmにも及んでいます。

地質的には、沖積平坦地と山間 部洪積地で構成されており、平地 は、飯豊・朝日山系に源を発する 荒川・三面川流域をはじめ、石川 流域や大川流域に広がっていま す。集落は河川流域に集中してい るほか、朝日山塊が直接日本海に 迫る三面川河口以北の海岸線に 分布しています。また、荒川、三



図1 村上市の広域的な位置

面川及び石川河川流域は、肥沃な水田として農業生産活動の基盤となっています。

今からおよそ3万4千年前の後期旧石器時代の石器が発見されており、6世紀には 浦田山古墳群の発見から、朝鮮半島を含む広い地域との文化的交流があったと考えら れています。戦国時代には、本庄氏、色部氏等の支配の影響を受け、江戸時代に入る とめまぐるしく支配者が替わりました。

その後、明治4年の廃藩置県、明治22年の市町村制施行後、昭和30年前後に合併が進められ、平成20年4月1日に村上市、荒川町、神林村、朝日村及び山北町の1市2町2村の新設合併により、現在の「村上市」が誕生しました。

平成 27 年7月 15 日には、村上市を中心市として近隣の関川村、粟島浦村と共に「村上岩船定住自立圏*」を形成し、広域行政制度を開始しました。



笹川流れ

2 基本指標

(1) 人口

本市の人口は減少傾向で推移しています。令和2年は57,418人で、平成27年と比較すると約5,000人(約8%)減少しました。今後も、出生数が死亡数を下回ることや、転入者数が転出者数を下回ることにより、人口の減少傾向はさらに強まるものと推計されます。

令和2年現在の人口比率は、生産年齢人口が約51%(29,209人)、老年人口が約39%(22,619人)、年少人口が約10%(5,520人)となっています。

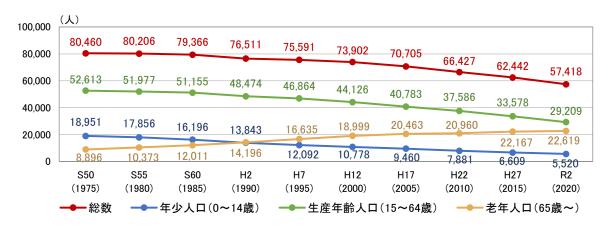


図2 総人口・年齢3区分別人口の推移

出典:国勢調査

(2)世帯

世帯数については、核家族化などの進行により微増傾向にありましたが、平成17年 以降は横ばい傾向にあり、平成27年から令和2年にかけては減少しています。 また、一世帯当たりの世帯人員は一貫して減少し続けています。



図3 総世帯数・世帯人員の推移

出典:国勢調査

(3) 財政

本市の財政状況は、歳入額・歳出額ともに増減を繰り返しており、横ばい傾向にありますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症関連予算により歳入額・歳出額ともに大きく増加しています。財政力指数は、微減傾向で推移しており、全国平均である 0.51 を下回っています。

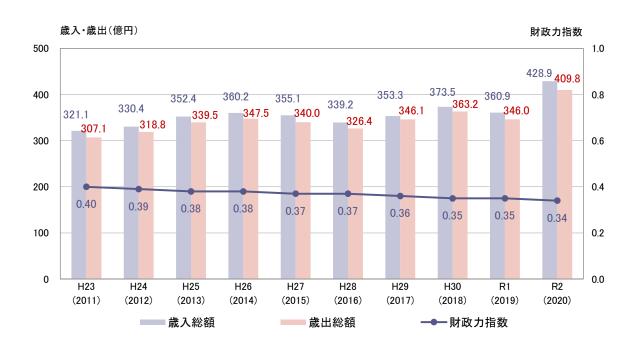


図4 歳入・歳出額と財政力指数の推移

出典:市財政状況資料集



3

アンケート調査結果 (抜粋)

(1) 市民アンケート

令和3年2月に今後のまちづくりのための「市民アンケート」を実施し、市民の皆さまのご意見やニーズの把握を行いました。

| 実施期間 | 令和3年2月25日(木)~3月11日(木) |
|---------|---------------------------------|
| 対象者 | 18 歳以上の村上市民 |
| 配布・回収方法 | 郵送配布・郵送回収及びWEB回答 |
| 配布数 | 3,000 通 |
| 回答数 | 1,339 通(郵送1,109件、WEB214件、HP16件) |
| 回収率 | 44.1% (HP回答は含まず) |

■今後のまちづくりに求めるもの

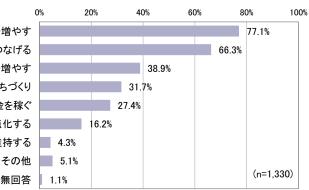
- ●今後のまちづくりでは、若者に魅力ある仕事を増やすことや子育て環境を充実させていくことが求められています。
- ●働く人が減少する中で女性の活躍・社会進出を進めるためには、女性が働きやすい環境の整備や出産・子育て後に再就職できる雇用形態の拡充などが重要であると考える人が多くなっています。
- ●高齢者の多様な働き方や社会との関わりを広げるためには、移動手段の確保などの生活環境づくりや生きがいづくり、働く場の増加などが重要であると考える人が多くなっています。
- ●生活の中で進めた方がよいデジタル化としては、様々な手続きのオンライン* 化や場所を選ばない自由な働き方が求められています。

■アンケート結果(抜粋)

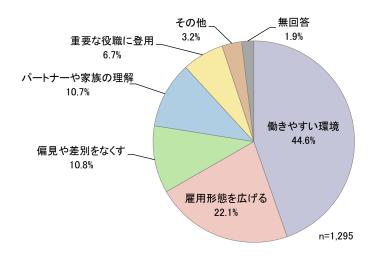
問

将来人口予測を踏まえて、今後、どのようなことが必要だと思いますか? 【3つまで選択】

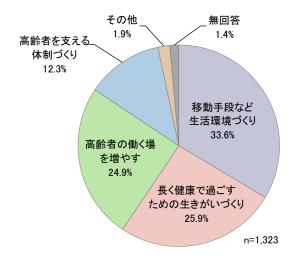
若者に魅力ある仕事を増やし、移住や定住者を増やす 子育て環境を充実させ、子どもの増加につなげる 女性や高齢者が活躍する場を増やす 可能な限りコンパクトで経費のかからないまちづくり 観光客を増やすなど、市外からお金を稼ぐ 市外のものを活用しながら、必要なことを重点化する 市民一人ひとりの負担を増やし、今のサービスを維持する その他



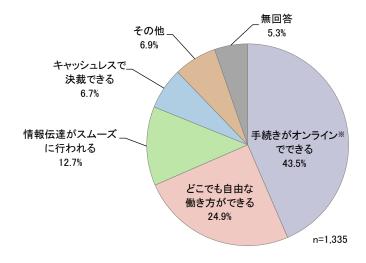
問 働く人が減少する中、女性の活躍・社会進出をさらに進めるためには何が重要 だと思いますか?【1つだけ選択】



問 高齢者(65歳以上)の多様な働き方や社会との関わりが必要とされていますが、あなたはどのようなことが重要だと思いますか?【1つだけ選択】



私たちの生活においてデジタル化はどのように進めるべきだと思いますか? 【1つだけ選択】



(2) 高校生まちづくりアンケート

令和3年6月に市内の高校生を対象に「まちづくりアンケート」を実施し、将来、 村上市で暮らしたいと思うには何が必要か、どのようなまちに魅力を感じるかなどを 調査しました。

| 実施期間 | 令和3年6月9日(水)~6月24日(木) |
|---------|-------------------------|
| 対象者 | 市内高等学校の生徒(村上中等教育学校は後期生) |
| 配布・回収方法 | 各学校への直接配布・回収 |
| 配布数 | 1,229 通 |
| 回答数 | 1,020 通 |
| 回収率 | 83.0% |

表2 高校生まちづくりアンケートの実施状況

■村上市に必要なもの

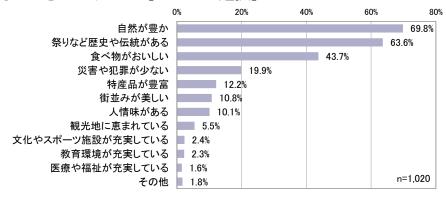
- ●自然の豊かさや歴史・伝統に村上市の魅力を感じている高校生が多くなっています。
- ●将来、村上市で暮らすためには、やりがいがあり一定の収入が得られる職場 (仕事)があること、利用しやすい買い物場所や飲食店があることなどが重要であると考える人が多くなっています。

■アンケート結果(抜粋)

問

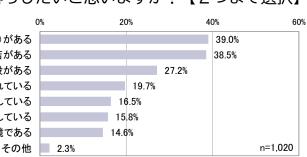
問

村上市の魅力は何だと思いますか?【3つまで選択】



村上市がどのようなまちであれば暮らしたいと思いますか?【2つまで選択】

やりがいがあり、一定の収入が得られる職場(仕事)がある 利用しやすい買い物場所や飲食店がある 利用しやすい文化・スポーツ・娯楽施設がある 豊かな自然環境や街並みが保たれている 教育や医療、福祉施設が充実している 子育てのための施設や支援が充実している 若い人たちの考え方をまちづくりに活かせる環境である



(3) 専門学生・大学生まちづくりアンケート

令和3年7月に市内の専門学校・大学の学生を対象に「まちづくりアンケート」を 実施し、将来、村上市で暮らしたいと思うには何が必要か、どのようなまちに魅力を 感じるかなどを調査しました。

| 表3 | 専門学生・ | 大学生まちづくりアンケート <i>の</i> | 宝瓶状況 |
|--------------|-------|------------------------|----------|
| 1 X J | 71177 | ハナエの フィく ノノ ノ ノー・ | ノスルピリハルし |

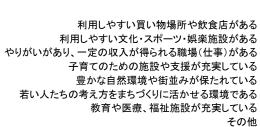
| 実施期間 | 令和3年7月5日(月)~7月15日(木) |
|---------|----------------------|
| 対象者 | 市内専門学校・大学の学生 |
| 配布・回収方法 | 各学校への直接配布・回収 |
| 配布数 | 366 通 |
| 回答数 | 234 通 |
| 回収率 | 63. 9% |

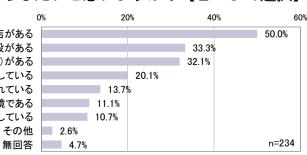
■村上市に必要なもの

- ●将来、村上市で暮らすためには、利用しやすい買い物場所や飲食店があること、文化・スポーツ・娯楽施設があることなどが重要であると考えている人が多くなっています。
- ●職場や仕事を決めるときは、安定していることや給料の高さなどを重視する 学生が多くなっています。

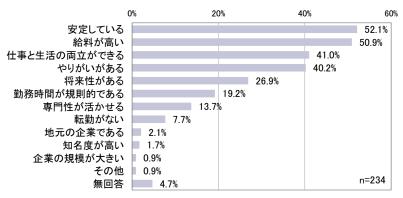
■アンケート結果(抜粋)

村上市がどのようなまちであれば暮らしたいと思いますか?【2つまで選択】





あなたが職場(仕事)を決めるときに重視することは何ですか?【3つまで選択】



問

4

聞き取り調査結果(抜粋)

(1) 若い世代からの聞き取り

令和3年7月に若い世代の市民の皆さまから子育てや職場環境、日常生活などにおけるご意見やニーズを把握するための聞き取り調査を行いました。

表4 若い世代からの聞き取り実施状況

| 実施期間 | 令和3年7月13日(火)~7月29日(木) |
|------|---|
| 訪問先 | 神林子育て支援センター、市内企業 (ハッピー・パートナー企業*)、村上商工会議所青年部 |

■子育てや職場環境

- ●遊び場が欲しいという意見が多く、特に雨天時や兄弟が一緒に遊べる場所の整備に対する希望が強い。
- ●保護者と一緒に子どもを見てくれ、子育ての相談ができるスタッフがいる環境は安心感がある。
- ●男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるように、例えば子 どもが体調不良の際も休みやすい職場環境が整っている。
- ●チームワークを大切にした働きやすい職場づくりに取り組んでいる。社内の雰囲気もよく休暇も取りやすい環境である。
- ●仕事に誇りを持ち、航空機産業を盛り上げていきたいとする思いが強い。
- ●就労希望のある女性が安心して子どもを預けられる環境づくりが必要である。
- ●出産から復職までの様々な場面において相談しやすい子育でサポート窓口があればよい。

■日常生活など

- ●生活用品の買い物は市内、服や趣味娯楽は新潟市や新発田市などへ出かける ことが多い。車があるため移動に不便はあまり感じない。
- ●ボランティアへの関心の声がある。
- ●10 年、20 年後も企業経営が持続できるように人材育成や確保、事業の継続への支援が必要である。
- ●まちづくりにはハードだけでなく、多様な人材への投資も必要である。
- ●企業と行政が伴走しながら地域の課題に取り組むべきである。

| | 用語 | 解説 |
|---|------------------------|---|
| あ | アウトリーチ 型・伴走型の支 援 | 支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、積極的に働きかけて情報・支援を届ける「アウトリーチ型」と、支援を必要とする人の意向や取り巻く状況に合わせ、継続的に支援を行う「伴走型」による支援のこと。 |
| | アクティビティ | 屋外で行うアウトドアスポーツやレジャーなど、自然や文化に触れ ながら様々な活動・体験を行うこと。 |
| | アクティブラー ニング | 学修者が受け身となる講義形式の学習方法ではなく、体験学習やグループワークなど学修者が主体となって能動的に学ぶ学習方法。 |
| | アセットマネジ メント計画 | 将来にわたって安定的な経営を継続するための、長期的視野に立っ た資産管理の計画。 |
| | アプリ | 「アプリケーション・ソフト」の略称。コンピューターのソフトウェアのこと。 |
| | 医療的ケア児 | 日常生活及び社会生活を営むために、恒常的に人工呼吸器やたんの 吸引等の医療行為を受けることが不可欠である児童のこと。 |
| | インターンシッ プ | 主に学生が一定期間企業などで研修生として働き、自らの専攻、自 分の将来に関連のある就業体験を行える実習制度。 |
| | インバウンド | 海外から日本に来る外国人観光(客)のこと。 |
| | うつスクリーニ ング | うつ・不安障害などのこころの健康状態について調べること。 |
| | エンドユーザー | 製品やサービスを実際に使用する人のこと。製品やサービスの作り 手・売り手から見て、直接の顧客が使用者であるとは限らないため、 顧客と使用者双方のニーズを考慮する必要がある。 |
| | オープンデータ | 許可されたルールの範囲内で誰もが二次利用できるデータ形式で公 開されたデータ。 |
| | 温室効果ガス | 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなど、地球温暖化 に影響を与えるガス(物質)のこと。 |
| | オンライン | コンピューターなどの機器がインターネットなどのネットワークに 接続され、サービスの享受が可能な状態。 |
| か | カーボン・オフ セット | 日常生活や経済活動の中で削減しきれない温室効果ガス [*] を、植林・ 森林保護やクリーンエネルギー事業によって間接的に削減すること。 |
| | 学童保育 | 日中保護者がいない児童を、放課後や長期休暇中に預かり、適切な 遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図ること。 |
| | 家庭児童相談室 | 子どもと家庭の悩みや心配なことについて相談に応じる担当部署。 |
| | 簡易水道 | 人の飲用に適する水を供給する水道事業のうち、給水人口が 100 人 を超え、5,000 人以下である水道のこと。 |
| | 関係人口 | 地域外からその地域と多様に関わる人々を指す。移住する前段階の人々という意味やその地域を応援してくれる人々として表現される場合もある。 |
| | 基幹系システム | 生産管理システムや会計システムなど、組織の事業活動そのものに 関わる重要なシステムのこと。 |

| | 用語 | 解説 |
|---|-------------------|--|
| か | 基幹相談支援センター | 地域における障がい者相談支援施設や団体の中核的な役割を担い、 病院や学校などの各施設とも連携をとりながら、障がい者やその家 族のサポートを行う機関のこと。 |
| | キャリア教育 | 一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や 態度を育て、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き 方を実現していくことを促す教育。 |
| | 救急救命士 | 救急救命士法により規定される職種で、厚生労働大臣の免許を受けた国家資格を持つ人。医師及び看護師の独占業務の一部(救急救命処置)を行うことが可能。 |
| | 救急ワークステ ーション | 救急救命士*及び救急隊員の研修施設。病院実習を実施しながら必要に応じて医師が同乗して救急出動することができ、病院との密接な連携が可能。 |
| | 狭あい道路 | 一般的には幅員4メートル未満の道路で、自動車のすれ違いや救急 車両の通行などに支障があり、改善の必要がある道路。 |
| | クラウド | 利用者がコンピューター上で利用・管理していたデータやサービス 等を、インターネットを通じてネットワーク上で利用・管理ができ るサービスのこと。 |
| | グリーン・ツー リズム | 農山漁村地域において自然や産業、文化などの体験活動や人々との 交流を楽しむことを目的とした旅行や余暇活動。 |
| | グループホーム | 高齢者や障がい者などが、専門スタッフの援助を受けながら少人数 での共同生活を送る小規模な福祉施設。 |
| | グローバル化 | 政治や経済、文化などにおける様々な情報が、国や地域の垣根を超えてやり取りされること。または、通信技術などの進歩で、国と国との距離・障壁が感覚的に小さくなること。 |
| | ゲートキーパー | 自殺の危険を示すサインに気づき、相談や支援、見守りなどの適切 な対応を図ることができる人のこと。 |
| | 健康寿命 | 人が心身とも健康で自立して活動し生活できる期間。 |
| | 健康無関心層 | 食習慣や運動習慣の改善についての関心や意向がない人のこと。 |
| | 公営企業会計 | 地方公営企業法などにより、民間企業と同様の経理を行うこと。 |
| | 合計特殊出生率 | 15~49 歳の女性の年齢別出生率を合計した数値で、一人の女性が一生の間に生むとされる子どもの数を示す。 |
| | 交通不便地域 | バス停から半径 300m、鉄道駅から半径 500m の範囲外の地域。(村上市地域公共交通計画) |
| | 高付加価値化 | そのものの本来の価値に別の魅力を加えて、商品価値を高めること。 |
| | 公有財産 | 地方公共団体が所有する不動産や動産、物権などの財産のこと。 |
| | 交流人口 | 地域に訪れる(交流する)人のこと。 |
| | 互近所ささえ〜 る隊 | 安心して暮らし続けられる地域を目指し、各地域・集落の住民同士 の助け合いを広めるための話し合いや活動等を行う村上市の取組。 |
| | 国土強靭化 | 大規模自然災害時に、国土や経済、暮らしがより致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを備えた国土や経済社会システムを構築していくこと。 |
| | 子育て世代包括 支援センター | 妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行うために、自 治体が設置する窓口。 |

| | 用語 | 解説 |
|---|--------------------------|---|
| か | コミュニティ・ スクール事業 | 学校運営協議会を設置し、学校と地域が一体となって特色ある学校 づくりを進めていく取組のこと。 |
| | コミュニティバ ス | 交通不便地域 [*] の解消を図り、地域住民の移動手段を確保するために、地方自治体等が主体的に計画し、運行するバス。 |
| | 雇用のミスマッ チ | 求職者が希望する職種や労働条件と、雇用主が求職者に求める能力 や経験が一致せずに、求人が雇用に結びつかないこと。 |
| | コンパクト・プ ラス・ネットワ ーク | 地域の拠点に医療・商業等の生活機能や居住を集積させ、拠点間を公 共交通で結ぶというまちづくりの考え方で、コンパクトな市街地の形 成により、効率的で持続可能な都市の実現を目指す。 |
| さ | 支え合い体制 | 高齢者や障がい者など、地域社会とのつながりや支援が必要な人々を地域社会で支えていくために、自治体や事業者、地域等が協働した活動体制のこと。 |
| | サーバー | ネットワークでつながったコンピューター上で、他のコンピューターに対し自身の持っている機能やサービス、データなどを提供する側のコンピューターのこと。 |
| | サテライトオフ ィス | 企業本社などの本拠から離れた場所に設置されたオフィスのこと。 |
| | 郷育 | 村上市教育基本計画において目指すとしている学びの姿で、郷土に 誇りを持ち、自らの進路を切り拓いていくことのできる子どもたち を育成する活動や、全ての市民が生涯にわたって学習し、その成果 を展開したり、次世代に伝えたりする活動のこと。 |
| | ジェネリック医 薬品(後発医薬 品) | 新薬(先発医薬品)の特許期間が切れた後に、製造・販売される価格の安い薬。新薬と同様に国の安全基準を満たしており、効き目や安全性は新薬とほぼ同等である。 |
| | 資源管理型漁業 | 地域や魚種ごとの資源状態に応じて資源管理を行い、漁獲物の付加 価値向上や経営コストの低減などを図ることで、将来にわたって漁 業経営の安定、発展を目指す漁業。 |
| | 自家用有償旅客 運送 | バス・タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な地域において、自治体やNPO*法人、町内会等が自家用車を利用して有償で 提供する運送サービス。 |
| | 時間信頼性 | 同一区間における旅行時間のばらつきに対して、その値の信頼性を 示そうとするもの。 |
| | 自殺死亡率 | 人口 10 万人当たりの年間自殺者の数。 |
| | 自主財源 | 地方公共団体の財源のうち、地方税のほか手数料・使用料・寄附金 など他者に依存しないで独自に調達できる財源。 |
| | 自主防災組織 | 災害に備えた活動や、災害時に被害を最小限に抑えるための活動を 行う、地域住民主体の組織。 |
| | 次世代自動車 | ハイブリッド車や電気自動車、燃料電池自動車など、走行時に二酸 化炭素の排出が少ない、または燃費性能が優れているなどの環境に やさしい自動車のこと。 |
| | 自治体DX | デジタル技術*の活用により、行政サービスの利便性向上や業務の 効率化・高度化を図ること。(DXについては「DX(デジタルト ランスフォーメーション)」を参照) |
| | 実質公債費比率 | 収入に対して自治体が将来負担する借金などの割合。数値が高いほ ど、将来、財政を圧迫する可能性が高い。 |

| | 用語 | 解説 |
|---|------------------|---|
| さ | 指定管理者 | 公共施設のサービス向上と経費節減を目的として民間活力の導入を 図る指定管理者制度を活用するにあたり、自治体から管理権限の委 任を受け、実際に施設の管理運営を行う法人等の団体のこと。 |
| | 指導救命士 | 医師との連携のもと、救急救命士*をはじめとする消防職員への救 急全般の教育、指導を行う救急救命士*。 |
| | 市民後見人 | 精神上の障がい(知的障がい、精神障がい、認知症など)により判断能力が十分でない人を援助するため、市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身につけた人の中から、家庭裁判所に成年後見人として選任された市民のこと。 |
| | 集落支援員 | 集落の課題解決や住民同士の助け合いを促進することを目的に、行 政機関と連携しながら集落の巡回や声かけ、状況把握等を行う人材。 |
| | 就労継続支援B 型事業所 | 障がいにより一般企業での就労が困難である人に対して、就労の機会を提供し、生産活動に係る知識や能力の向上のために必要な支援を行う福祉サービス。雇用契約を結び給料をもらいながら就労訓練を行うA型に対し、B型は雇用契約に基づく就労が困難な人が授産的な活動を行い、工賃をもらいながら就労訓練を行う。 |
| | 循環型地域社会 | 資源を効率的に利用するとともに、再利用や再生産を行いながら持 続可能な形で循環利用していく地域社会。 |
| | 浚渫 | 港湾・河川・水路などの底面を浚って土砂などを取り去る土木工事。 |
| | 消防緊急通信指 令システム | 119 番通報から緊急出動、事案終了に至るまでの指示や通信を統括する情報通信システム。 |
| | 消防水利 | 消火栓や防火水槽など、消防活動を行う際に必要な消防用水を供給 する施設。 |
| | シルバー人材セ ンター | 概ね60歳以上で、働く意欲のある人や社会活動に参加したいという 人が会員となり、臨時的・短期的な就業を通して地域社会づくりに 貢献する団体。 |
| | スクールガード ・リーダー | 地域住民のボランティアによる通学路等の巡回パトロール危険箇所 の監視を行う「スクールガード」に対して、指導的役割を担う人。 主に警察官OBや民間警備会社社員に対して教育委員会が委嘱。 |
| | スマート農業 | 省力化や高品質生産の実現に向け、ロボット技術やICT [*] 等の先端技術を活用する農業のこと。 |
| | スマート林業 | 生産性・安全性の向上や高度な木材生産の実現に向け、地理空間情報やICT*等の先端技術を活用する林業のこと。 |
| | 生活習慣病 | 偏った食事や運動不足、喫煙、飲酒、ストレス等の生活習慣が原因と なって引き起こされる、糖尿病や高血圧症、肺がん等の病気のこと。 |
| | 成年後見制度 | 精神上の障がい(知的障がい、精神障がい、認知症など)により判断能力が十分でない人が、不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その人を援助してくれる人を付けてもらう制度。 |
| | セキュリティポ リシー | 保有する情報資産をどのような脅威からどのように守るのかなどの 基本的な考え方や体制を示した組織が実施する情報セキュリティ対 策の方針や行動指針のこと。 |
| | セグメント分析 | 財務書類の情報をもとに、施設、事業等の細かい単位(セグメント)で財務書類を作成し、コスト等の分析を行うこと。同種のセグメント間での比較などにより、財務活動上の課題や成果の明確化が可能。 |

| | 用語 | 解説 |
|----------|--------------------|---|
| t | 総合型地域スポ ーツクラブ | 身近な地域で子どもから高齢者まで様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる地域住民により自主的・主体的に運営するスポーツクラブ。 |
| | 相対的貧困世帯 | 生きるうえで必要最低限の生活水準(国際貧困ライン)を満たさない「絶対的貧困」に対して、「相対的貧困」は、生活はできるものの経済的に苦しい状態を指し、周囲からは気づかれにくい。 |
| | ソーシャルキャ ピタル | 「信頼」や「規範」、「ネットワーク」など、社会や地域コミュニティにおける人々の相互関係や結びつきを支えるしくみの重要性を 説く考え方。 |
| た | 滞在型・体験型 観光 | 1か所に滞在し、静養やレジャー、周辺の観光を楽しむ「滞在型観光」と、アクティビティ*や文化などその地域ならではの要素を取り入れ、見るだけではなく実際に触れて体験できる「体験型観光」を合わせた旅行やレジャーの形態。 |
| | 脱炭素社会 | 地球温暖化の原因となる温室効果ガス*の排出量と森林管理等による吸収量を均衡させ、排出量実質ゼロを実現する社会のこと。 |
| | 単式簿記 | 簿記的取引を一つの科目に絞り収支を記録・集計する方法。シンプル で収益がわかりやすいが、情報が少なく経営状況の把握が難しい。 |
| | たんぽ(湧水ワ ンド) | 河川の伏流水や湧水作用を利用して河川敷に整備した池や水たまり。 |
| | 地域おこし協力隊 | 他地域から移住し、そこに住む住民とは違う目線で地域資源の発見 や活用、課題の解決、地域の活性化に向けた様々な活動に取り組む 専門員。市町村が委嘱し、一定期間地域に移住活動を行うことで、 その地域への定住・定着を図る取組。 |
| | 地域共生社会 | 地域住民や地域の多様な主体が、分野や属性の壁を超えて協働し、 住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。 |
| | 地域包括ケアシ ステム | 介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしが 最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支 援などのサービスが包括的又は連動して提供される体制のこと。 |
| | 地域若者サポー トステーション | 15~49 歳までの若者の社会的自立を目指し、若者や保護者に対する相談、セミナーや職業体験など、個々の状況に応じた継続的な支援を行う事業のこと。 |
| | 長期未着手道路 | 都市計画法に基づく手続を踏み、計画が認められている道路のうち、長期 間経過したものの事業着手の目途が立っていない道路のこと。 |
| | 定住自立圏 | 複数の市町村に渡る広域的な範囲において、中心となる市の機能やサービスなどを集中・強化しながら、周辺市町村を含めた圏域全体の利便性の向上や定住促進を図ることとして、市町村が連携を協定した地域。 |
| | 低未利用地 | 空き地や空き家、農地、駐車場など、居住や事業等の用途で利用されていない、または、利用の程度が周辺に比べて低い土地のこと。 |
| | デジタル技術 | ICT*やIoT*、AI*など、コンピューターやインターネットを活用した技術の総称。 |
| | デジタルサイネ ージ | デジタル技術 [*] を活用し、ディスプレイ等によって映像や文字を表示する情報・広告媒体。 |
| | デジタル社会 | デジタル技術 [*] の活用により、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会。 |

| | 用語 | 解説 |
|---|-------------------|---|
| た | デジタルツール | デジタル技術 [※] を活用したソフトウェアや情報メディア、電子機器など。 |
| | デジタルデバイ ド | デジタルツール [*] を使いこなせる人と使いこなせない人との間に生じる、貧富や機会、社会的地位などの格差のこと。 |
| | デマンド型交通 | 決まった時間帯に決まった停留所を周るのではなく、利用者の事前予 約に合わせた経路やスケジュールで運行する交通サービスのこと。 |
| | テレワーク | 自宅やサテライトオフィス [*] 、外出先など、場所や時間に捉われない 働き方のこと。 |
| | 統合型位置情報 通知システム | 119 番通報時に、通話と併せて通報者の位置を地図上に表示し、位置の確認を行うことができるシステム。 |
| | 特殊詐欺 | 電話や電子メール、インターネットなどを使って、預貯金口座への 振り込みなど様々な手口で金品をだまし取る詐欺のこと。 |
| | 読書バリアフリ ー | 音声読み上げや色・書体等の工夫により、障がいの有無に関わらず、 全ての人が等しく読書による文字・活字文化にふれられること。 |
| | 特定健康診査 | メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目して、病気の リスクの有無を検査し、生活習慣の改善に向けた保健指導を行うこ とを目的とした健康診査。 |
| | 特定地域振興重 要港湾 | 物流基盤としてだけではなく、観光やレクリエーションの場など、 地域振興のため重要な役割を果たすことが期待されるとして、国が 選定した港湾。 |
| | 特定保健指導 | 特定健康診査の結果から病気の発症リスクが高い一定の対象者に対 して、生活習慣の改善や見直しを指導、助言をすること。 |
| な | 二次交通 | 観光やビジネス、通勤・通学等において複数の交通機関等を利用する場合、自宅から目的地があるエリアまでの移動手段(一次交通)に対して、エリア内における目的地までの移動に利用する手段のこと。 |
| | 認知症サポータ ー | 認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域の認知症の人やその家 族に対して可能な範囲で手助けをする人のこと。 |
| は | バイオマス | 木材、海草、生ごみ、ふん尿、プランクトンなど、動植物から生まれた再生利用可能な資源のこと。 |
| | ぱすの一と | 子どもの成育歴や障がい・疾患等の情報を記録し、保育園や学校な どと情報共有するため、村上市が配布しているファイル。 |
| | 働き方改革 | 長時間労働の是正や雇用形態に関わらない公正な待遇の確保などに より、働く人が個々の状況に応じ、多様で柔軟な働き方を選択でき る社会の実現を目指す改革。 |
| | ハッピー・パー トナー企業 | 男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるよう職場 環境を整えたり、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む 企業として新潟県に登録された企業。 |
| | ハーフインター チェンジ | 上り線の入・出、下り線の入・出の 4 方向にアクセスできる標準的なインターチェンジに対して、片方向のみなど出入りが限定されたインターチェンジのこと。 |
| | パブリックコメ ント | 行政が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、広く市民 等から案に対する意見などを聴取する機会を設けることにより、よ り多くの意見を考慮しながら意思決定を行うことにつなげるための 制度。 |
| | 病児・病後児保 育 | 病気の子どもや病気から回復途中(治療の必要はないが本来の健康 な状態ではない)の子どもを預かる保育サービス。 |

| | 用語 | 解説 | | | | | |
|---|---------------------------------|---|--|--|--|--|--|
| は | 標準的なバス情 報フォーマット (GTFS-JP) | 経路検索サービスへの掲載や多様なツールでの情報提供、交通分析 などへの活用に向け、時刻表等のバス情報を標準化するため、国土 交通省が定めた共通フォーマットのこと。 | | | | | |
| | ファミリー・サ ポート・センタ 一事業 | 育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、お互いに助け合う組織。ファミリー・サポート・センターが会員募集や登録、相互援助活動の調整を実施。 | | | | | |
| | ファムトリップ | 「Familiarization Trip」の略称。旅行事業者やメディア向けの現地視察ツアーを企画し、メディア等のコンテンツで外国人向けに発信してもらう手法。 | | | | | |
| | フォロワー、フ ォロー | SNSにおいて、特定のユーザーの更新情報を手軽に把握できる機能を設定する「フォロー」と、その人の活動をフォローして追っている人である「フォロワー」のこと。 | | | | | |
| | フードドライブ | 企業や家庭などで余っている食品を持ち寄り、食料の確保が困難な 人へ無償で提供する地域の支え合い活動。 | | | | | |
| | フードバンク | 企業や家庭などで余っている食品を寄贈してもらい、食料の確保が 困難な人へ無償で提供する活動。 | | | | | |
| | ブランドカ | 商品等の名前や生産される場所・地名などに他の同じ商品以上の競争力があり、価値が高まる力があること。 | | | | | |
| | フル規格化 | 高速道路のインターチェンジにおいて、上り線の入・出、下り線の 入・出の4方向へのアクセスを可能とすること。 | | | | | |
| | プロモーション | 製品・サービスに対する意識や関心を高め、購買を促進させる活動。 | | | | | |
| | ペアレントトレ ーニング | 子どもを育てる保護者が、子どもとのより良い関わり方を学びながら、心理的なストレスの軽減や子どもの発達促進・行動改善を行う 保護者向けのプログラム。 | | | | | |
| | 防災士 | 地域の防災意識の啓発や防災力の向上を目的として防災教育を受け た人で、地域防災の指導的役割を担う人。 | | | | | |
| | 法人後見事業 | 精神上の障がい(知的障がい、精神障がい、認知症など)により判断能力が十分でない人を援助するため、成年後見人等として法人が 支援を行うこと。 | | | | | |
| | ポートセールス | 港の利用促進のため、海運業者や旅客事業者などに港の利用や港湾 関連企業の進出を促すこと。 | | | | | |
| ま | マイ・タイムラ イン | 災害時に自分自身がとる標準的な行動を時系列的に整理し、自らの命を 守る避難行動への一助とするための、住民一人ひとりの防災行動計画。 | | | | | |
| | マイクロツーリ ズム | 自宅から1~2時間程度の地元や近隣への短距離観光のこと。 | | | | | |
| | まち・ひと・しご と創生法 | 少子高齢化の進行に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、 東京圏への人口集中を是正し、各地域で住みよい環境を確保してい くための基本理念等を定めた法律。 | | | | | |
| | 街中お年寄り愛 所 | 高齢者が休憩できるスペースの提供や生活上の簡単な相談支援を行う、 お年寄りにやさしい店舗などとして、市に登録している店や事業所。 | | | | | |
| | 水辺の楽校 | 荒川の右岸、神林地内にある公園。桜の名所となっているほか、水遊び や水生生物の観察など、体験や学習ができる場として親しまれている。 | | | | | |
| | みなとオアシス | 地域住民の交流や観光の振興を通して地域の活性化に資する港を核 としたまちづくりを促進するため、国土交通省地方整備局長により 認定・登録された施設。 | | | | | |

| | 用語 | 解説 | | | |
|----|------------------------------|---|--|--|--|
| ま | 村上地域在宅医 療推進センター | 医療機関間の連携支援や I C T * の活用による医療・介護情報の共有など、多職種が連携した患者支援の提供体制構築に取り組む組織。 | | | |
| | メンタルヘルス 「心の健康状態」をあらわす言葉。 | | | | |
| | 木育 | 木に対する親しみや木の文化への理解を深めるとともに、木材の良 さや利活用の意義、知識を学ぶことをねらいとする教育活動。 | | | |
| | 木質バイオマス | まき、木材、木質チップ、木質ペレットなど木材に由来する再生可能な資源のこと。 | | | |
| や | 遊休農地 | かつて農地として利用していたが、現在及び将来的に耕作する見込 みがない農地、または、周辺の農地と比較して利用の程度が著しく 低い農地のこと。 | | | |
| | 有収率 | 給水した水量と料金として収入のあった水量との比率。 | | | |
| | ユニバーサルデ ザイン | 年齢、性別、文化、言語、身体の状況などの違いにかかわらず、できるだけ多くの人が利用しやすいことを目指した設計のこと。 | | | |
| | 要介護・要支援 認定 | 介護保険制度に基づく介護サービスを利用するために受ける認定のこと。 | | | |
| 3 | ライフスタイル | 生活の様式・営み方や人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。 | | | |
| | ライフステージ | 人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期など のそれぞれの段階。 | | | |
| | 流域治水 | 集水域(雨水が河川に流入する地域)から氾濫域(河川等の氾濫により浸水が想定される地域)にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して、洪水や内水氾濫、高潮、土砂災害等の対策を行う考え方。 | | | |
| | レセプト | 患者が受けた保険診療について、医療機関が保険者に請求する医療 報酬の明細書。 | | | |
| わ | ワーク・ライフ・ バランス | 「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。 | | | |
| 英数 | AED | 「Automated External Defibrillator(自動体外式除細動器)」の 略称。心室細動により心停止した際、電気的ショックにより正常な リズムに回復させるための医療機器。緊急時には、一般の人でも使 用が可能。 | | | |
| | ΑΙ | 「Artificial Intelligence」の略称。人間の知的ふるまいの一部を 人工的に再現した人工知能。 | | | |
| | AR | 「Augmented Reality」の略称。拡張現実と呼ばれ、コンピューターを通すことで実在する風景にバーチャルの視覚情報を重ねて表示する技術。 | | | |
| | DX(デジタル トランスフォー メーション) | 「Digital Transformation」の略称。デジタル技術*の浸透によって、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化していくこと。 | | | |
| | ECサイト | 「Electronic Commerce」の略称。自社の商品やサービス販売するため、インターネット上に開設した独自運営のウェブサイト。 | | | |
| | EV車両 | 「Electric Vehicle」の略称。充電装置で貯めた電気でモーターを動かし走行する自動車。 | | | |
| | FIT | 「Feed in Tariff(固定価格買取制度)」の略称。一般家庭や事業者が再生可能エネルギーで発電した電気を、一定期間国が定めた価格で電力会社に買い取ってもらう制度。 | | | |

| | 用語 | 解:説 |
|----|------------------------|---|
| 英数 | GIGAスクー ル構想 | 全国の教育現場において、児童生徒のために1人1台の学習用PCと高速ネットワークなどのICT*環境を整備する、文部科学省が推進する取組。 |
| | ICT | 「Information and Communication Technology(情報伝達技術)」 の略称。コンピューターなどによる情報処理や通信に関する技術。 |
| | IoT | 「Internet of Things」の略称。様々な物がインターネットに接続され、相互に情報交換をするしくみ。 |
| | N e t 119 緊急 通報システム | 聴覚・言語機能障がい者など、音声による 119 番通報が困難な人が、 通報用WEBサイトにアクセスすることで円滑に消防へ通報が行え るようにするシステム。 |
| | NPO | 「Non Profit Organization」の略称。利益を得るためではなく、 様々な社会貢献活動を行う団体。 |
| | NRT | 「Norm Referenced Test」の略称。全国的学力水準と比較して相対 的に学力を把握する検査。 |
| | RPA | 「Robotic Process Automation」の略称。人間がコンピューター上 で行っていた定型作業を自動化する技術。 |
| | SDGs | 「Sustaunable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称。 持続可能でよりよい世界を目指すため、2015年9月の国連サミット で採択された国際的な目標。 |
| | SNS | 「Social Networking Service」の略称。友人や知人、不特定多数の方に至るものまで、個人間でコミュニケーションを取り合うことや情報を発信し合うこと、インターネット上にコミュニティをつくることなどを目的としたインターネットサービスのひとつ。 |
| | TJ(テラジュ ール) | エネルギーの熱量を示す単位で、テラは 10 の 12 乗、ジュールは熱量単位。 |
| | VR | 「Virtual Reality」の略称。ヘッドセットやヘッドフォン等を着用し、コンピューターで作られた三次元空間(仮想現実)を視覚等の感覚を通じて疑似体験できる技術。 |
| | Wi-Fi | パソコンやスマホなどのネットワーク対応端末が、ケーブルを使用 せずに接続できる無線通信技術のこと。 |
| | 5 R | 循環型地域社会 ^{**} の実現に向けた取組である、廃棄物の排出抑制(リデュース:Reduce)、再使用(リユース:Reuse)、再生利用(リサイクル:Recycle)の3Rをさらに広げるとして、ごみ発生抑制(リフューズ:Refuse)、修理・修繕(リペア:Repair)の2つを加えた取組。 |
| | 6次産業化 | 主に農林水産業において、農林水産物の生産や捕獲などだけにとど まらず、加工して商品化を行ったり、観光事業などと結びつけたり しながら、事業の幅を広げていくこと。 |

6 策定経過

| 開催日 | 会議名・内容等 |
|-----------------|---|
| 令和2年 10月30日 | 第1回村上市総合計画庁内策定委員会 ・第3次村上市総合計画の策定方針について ・策定体制とスケジュールについて |
| 令和3年 2月3日 | 第2回村上市総合計画庁内策定委員会 ・市民アンケート(案)について ・基本構想の骨子(素案)について |
| 3月22日 | 第3回村上市総合計画庁内策定委員会 ・基本構想(素案)について ・市民アンケートの速報について |
| 2月25日~3月11日 | 市民アンケート調査 ・対象者:18 歳以上の市民、3,000 通配布 |
| 5月13日 | 第4回村上市総合計画庁内策定委員会 ・第2次村上市総合計画の総括について ・第3次村上市総合計画の基本計画について |
| 5月24日 | 村上市総合計画策定アドバイザーによる基調講演 ・「アフターコロナの村上市の針路」 ・村上市長との対談 |
| 5月24日 | 第1回村上市総合計画審議会 ・第3次村上市総合計画の策定方針(案)について ・スケジュール(案)について |
| 6月9日 ~6月24日 | 高校生まちづくりアンケート調査 ・対象者:市内高等学校の生徒(村上中等教育学校は後期生)、 1,229 通配布 |
| 6月30日 | 第2回村上市総合計画審議会 ・第3次村上市総合計画基本構想(素案)について ・第2次村上市総合計画の総括(案)について |
| 7月5日 ~7月15日 | 専門学生・大学生まちづくりアンケート調査 ・対象者:市内専門学校・大学の学生、366 通配布 |
| 7月13日 ~7月29日 | 若い世代からの聞き取り ・神林子育て支援センター、市内企業、村上商工会議所青年部 |
| 8月2日 | 第3回村上市総合計画審議会 ・審議会の進め方とスケジュールの変更(案)について ・審議会委員によるワークショップ |

| 開催日 | 会議名・内容等 |
|------------------------|--|
| 8月25日 | 第4回村上市総合計画審議会 ・第3次村上市総合計画基本計画の体系(案)と基本構想(素案)につ いて |
| 9月8日 | 村上市総合計画策定アドバイザーによる助言 ・第3次村上市総合計画基本構想(素案)について |
| 9月17日 | 第5回村上市総合計画審議会 ・第3次村上市総合計画基本構想(素案)について ・第3次村上市総合計画基本計画(素案)について |
| 10月1日 | 第5回村上市総合計画庁内策定委員会 ・第3次村上市総合計画基本構想(素案)について ・第3次村上市総合計画基本計画(素案)について |
| 10月1日~10月21日 | パブリックコメント [※] (意見募集) ・第3次村上市総合計画基本構想(素案) |
| 10月29日 | 第6回村上市総合計画審議会 ・第3次村上市総合計画基本構想(素案)について ・第3次村上市総合計画基本計画(素案)について ・答申文(案)について |
| 11月8日 | 答申 ・第3次村上市総合計画基本構想(案)及び基本計画(案) |
| 12月6日 | 令和3年村上市議会第4回定例会 ・第3次村上市総合計画基本構想 議決 |
| 令和4年 1月18日 ~2月7日 | パブリックコメント [※] (意見募集) ・第3次村上市総合計画基本計画(案) |
| 2月25日 | 第6回村上市総合計画庁内策定委員会 ・第3次村上市総合計画の策定について |

7 策定体制

(1)総合計画策定体系図

第3次村上市総合計画の策定にあたっては、庁内各課の担当による「村上市総合計画庁内策定委員会」が中心となり、検討案の作成を行いました。

策定した検討案については、アンケート調査(市民、高校生、専門学生・大学生) や聞き取りによる意見を参考としながら、段階的に「村上市総合計画審議会」に諮り、 内容の調整を図るとともに、パブリックコメント*を実施して、計画案に対する市民 の意見を聴取しました。

第3次村上市総合計画基本構想を村上市議会に提案し、令和3年 12 月6日に議決されました。

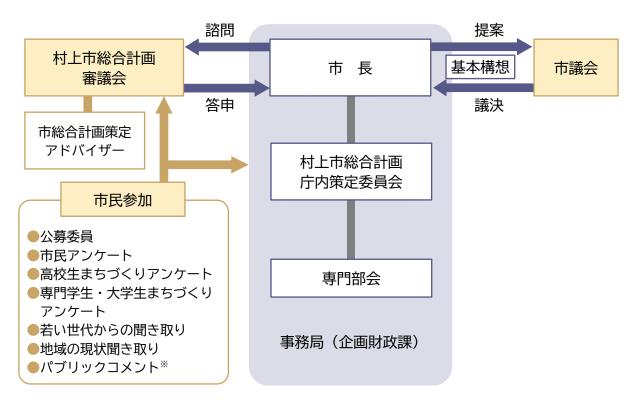


図5 総合計画策定体系図

(2) 村上市総合計画審議会条例・要綱

村上市総合計画審議会条例

平成 27 年 3 月 20 日条例第 5 号 改正 平成 30 年 12 月 25 日条例第 42 号

(設置)

第1条 村上市の総合的かつ計画的な運営の基本となる計画(以下「総合計画」という。) について審議するため、村上市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (所営事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の案及びその他総合計画に関し必要な事項を 調査及び審議する。

(組織)

- 第3条 審議会は、25人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体に属する者
 - (3) 公募による者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者 (委員の任期)
- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から諮問に係る答申をした日をもって終了するものとする。 (会長及び副会長)
- 第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の中から互選する。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。 (部会)
- 第7条 審議会に、その所管事項に関し専門的な審議をするため、専門部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

- 第8条 審議会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて 意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。 (庶務)
- 第9条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第 10 条 委員の報酬及び費用弁償は、村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例(平成 20 年村上市条例第 46 号)に定めるところによる。 (委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
 - (村上市附属機関設置条例の一部改正)
- 2 村上市附属機関設置条例(平成 20 年村上市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。 〔次のよう〕略

附 則 (平成 30 年 12 月 25 日条例第 42 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

村上市総合計画庁内策定委員会設置要綱

平成 27 年 4 月 14 日 訓令第 13 号

(設置)

- 第1条 村上市総合計画(以下「総合計画」という。)について、必要な事項を協議するため、村 上市総合計画庁内策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 (所営事務)
- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務について調査及び協議する。
 - (1) 総合計画の策定及び改定に関すること。
 - (2) 総合計画の実施及び管理に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画に必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長には市長、副委員長には副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 委員は、村上市行政組織条例(平成20年村上市条例第17号)第1条に規定する課の課長、会計管理者、支所長、教育委員会事務局の課長、議会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長及び消防長をもって充てる。
- 4 前項に規定する委員のほか、委員長が指名する課の参事を委員に充てることができる。 (職務)
- 第4条 委員長は、委員会を総括する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(幹事会)

- 第6条 委員会に、委員会の協議事項又は運営に必要な調整を行うため、幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会は、副委員長を座長とし、委員長が指名する委員をもって構成する。 (専門部会)
- 第7条 委員会に、専門的な分野において調査及び検討するため、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、委員長が指名する者をもって構成する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会、幹事会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、 委員長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
 - (村上市総合計画策定会議設置要綱の廃止)
- 2 村上市総合計画策定会議設置要綱(平成21年村上市訓令第2号)は廃止する。

附 則(平成31年3月27日訓令第3号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日訓令第13号)

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則(令和2年10月15日訓令第22号)

この要綱は、令和2年10月15日から施行する。

(3)村上市総合計画審議会委員名簿

(順不同、敬称略)

| | 氏 | 名 | | | (順个问、敏孙哈) 備 考 |
|----------|----------|------------------|---------|-------------------------------|------------------|
| 浅 | 野 | 謙 | | (/ 1 / // | 第1回審議会まで |
| | | | — | 一般社団法人村上市観光協会 会長 | |
| <u>±</u> | <u>谷</u> | 孔 | 秀 | | 第2回審議会から |
| 飯 | 塚 | 敬 | 太 | 新潟県弁護士会 会員 | |
| 石 | 黒 | 洋 | 人 | 村上市金融団(株式会社第四北越銀行) 支店長 | |
| 岩 | 佐 | 未 | 紅 | 村上市岩船郡PTA協議会 理事 | |
| 大 | 矢 | 紀 | 芳 | 一般公募 | |
| 加 | 藤 | 善 | 典 | 一般社団法人村上市建設業協会 会長 | |
| Ш | 崎 | 2 | ζ | 村上商工会議所 会頭 | |
| 吉 | Ш | 仁 | 志 | 一般社団法人いわふね青年会議所 理事長 | |
| 木 | 村 | 綾 子 猿沢地域まちづくり協議会 | | 猿沢地域まちづくり協議会 | |
| 斎 | 藤 | 誠 | | 村上市区長会連絡協議会 会長 | |
| 佐々 | 7木 | 重 | 信 | 新潟大学(工学部) 教授 | |
| 佐 | 藤 | 伸 | _ | 岩船郡木材組合 組合長 | |
| 佐 | 藤 | 八重 | 巨子 | 一般公募 | |
| 宍 | 戸 | 邦 | 久 | 新潟大学(経済科学部) 副学長 | 会長 |
| 瀬 | 賀 | 秀 | 雄 | 一般公募 | |
| 高 | 橋 | 忠 | 栄 | 新潟県村上地域振興局 局長 | |
| 髙 | 橋 | 豊 | 明 | にいがた岩船農業協同組合 代表理事組合長 | |
| 八菔 | 八藤後 清 | | 青 | 社会福祉法人村上市社会福祉協議会 理事 | |
| Щ | 村 | 千 | 絵 | 学校法人北都健勝学園新潟リハビリテーション大学 学長 | |
| 脇 | 坂 | 三重 | | 村上地区地域水産業再生委員会 会長 | |
| 渡 | 邊 | 優 | 子 | N P O法人希楽々 理事長 | 副会長 |
| | | | | • | |

(アドバイザー)

| 藻 谷 浩 介 (株)日本総合研究所 | 主席研究員 | |
|--------------------|-------|--|
|--------------------|-------|--|

(4) 諮問・答申(総合計画審議会)

村 企 第 2 5 8 号 令和 3 年 5 月 2 4 日

村上市総合計画審議会 会長 宍戸 邦久 様

村上市長 高橋邦 芳

第3次村上市総合計画の策定について(諮問)

第2次村上市総合計画では、「やさしさと輝きに満ちた 笑顔のまち村上」を まちの将来像に掲げ、人口減少の克服や魅力あるまちづくりに取り組んできま した。

引き続き、人口減少対策を最重要課題として社会動向による変化をとらえた 第3次村上市総合計画の策定について諮問します。

令和3年11月8日

村上市長 高橋 邦芳 様

村上市総合計画審議会 会長 宍戸 邦久

第3次村上市総合計画の策定について(答申)

令和3年5月24日付け村企第258号で当審議会に諮問された第3次村上 市総合計画の策定について、これまで慎重かつ活発に審議を重ねた結果、下記 のとおり取りまとめたので答申します。

村上市は、人口減少や少子高齢化に伴う様々な課題があることに加え、新型 コロナウイルス感染症による影響で不安を感じている市民も少なくないと思い ます。そうした中で、第3次村上市総合計画が進むべき進路を照らし、答申案 で将来像とした「あふれる笑顔のまち村上」の実現に向けて取り組みを進めて いただくことを期待しております。

また、第3次村上市総合計画の進捗管理や評価にあたっては、計画の立案に 携わった当審議会の委員も関与するなど、確実な政策、施策の実施に向けた仕 組みを構築されることを希望します。

記

- 1 第3次村上市総合計画基本構想(案) 別紙1のとおり
- 2 第3次村上市総合計画基本計画(案) 別紙2のとおり



村上市総合計画策定アドバイザー 藻谷浩介氏による基調講演



村上市総合計画審議会 宍戸邦久会長より答申

村上市民憲章

(平成25年12月18日制定)

若葉薫る木々 清らかなせせらぎ 稲穂わたる風 夕日きらめく波

私たちのふるさとは 自然に恵まれた美しいまちです 人々は 豊かな心と文化を育みながら 歴史を重ねてきました 私たちは 村上市民であることに誇りを持ち 誰もが輝ける明日に向けて ここに市民憲章を定めます

はぐくもう 愛と思いやりのこころを つくろう 創意に満ちた明るい未来を ひろげよう 伝統と文化 学びのすばらしさを 私たちは 元気あふれるまちを目指します

第3次村上市総合計画

令和4年3月

発 行 新潟県村上市

編 集 村上市企画財政課

〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号

TEL 0254 - 53 - 2111

FAX 0254 - 53 - 3840

URL https://www.city.murakami.lg.jp



あふれる笑顔のまち村上新潟県村上市